

公布された条例のあらまし

◇奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

宅地建物取引業法の改正に伴い、同法の用語を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十七年四月一日から施行することとした。